

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険税減免 判定フローチャート（令和3年度分）

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。

→ はい

減免対象

↓ いいえ

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の令和3年中の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが減少した。

→ いいえ

対象外

↓ はい

減少した収入は、保険金、損害賠償などを含またうえで、令和2年に比べ、3割以上減少した。

→ いいえ

対象外

↓ はい

世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が、1,000万円以下である。

→ いいえ

対象外

↓ はい

減少した理由は、事業の廃止や失業であり、雇用保険を受給できる。

↓ いいえ

減少した収入以外に、令和2年中、収入があった。

↓ はい

雇用保険を受給する収入以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に比べ、3割以上減少した収入がある。

→ いいえ

対象外

↓ いいえ

↓ はい

それらの令和2年の所得の合計額が400万円以下である。

↓ はい

→ いいえ

対象外

↓ はい

減免対象

※確認の結果、減免額の変更又は減免の取り消しを行うことがあります。